

国際協力事業安全対策会議
最終報告

平成28年8月30日

外務省

独立行政法人国際協力機構

外務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）は、7月2日のダッカ襲撃テロ事件を契機として、国際協力事業関係者（以下「事業関係者」という。）（注1）と日本の非政府組織（NGO）（注2）のための新たな安全対策を策定すべく、岸田文雄外務大臣の下、7月12日に「国際協力事業安全対策会議」を発足させた。同会議において、外務省及びJICAは、関係省庁（別紙1）と共に、かつ、政府関係機関（同）の緊密な協力と民間の様々な有識者（別紙2）からの貢献を得て、本日までに5回の会合を重ねてきた。その結果、外務省及びJICAは、8月1日に発表した「中間報告」で示した考え方と基本的な方向性を踏まえつつ、下記の措置をとることとした。

政府は、今後とも開発途上国を支援し続けていくこととしており、その決意は不変であるが、現下の国際情勢を考えれば、現地で国際協力に携わる日本人の安全を確保すべく、改めて万全の態勢を構築することが不可欠である。加えて、7月に南スーダンで発生した衝突事案により、事業関係者やNGOの職員が退避を余儀なくされたが、このようなテロ以外の事案における安全確保の方途についても、この機会に改めて見直すことが必要である。「安全はタダである」との認識は完全に過去のものであり、組織のトップ自らが安全確保に関する問題意識を強く持って、不断に対策を進めることが不可欠になっている。

国際協力事業の現場においては、多種多様な事業関係者とその職員がチームワークを発揮しながら活躍している。事業関係者の中には中小企業も多く、事業は時に大都市から遠く離れた場所で実施され、加えて、これとは別途、NGOがその専門性を活かして地元密着型の活動を行っている。このように官民の様々な人々が途上国の開発等のために現場で共に汗を流している姿は、日本の国際協力の極めて重要なひとつの側面であり、外務省及びJICAとしては、多種多様な事業関係者やNGOの職員等の安全をあまねく確保することを目指して可能な限りの措置をとるべきものである。なお、事業関係者やNGOの安全対策が重要である旨は、開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）でも強調されている。

本最終報告は、このような認識に立って、事業関係者とNGOが安全確保のための自助努力を行っていることを大前提としつつ、その中には態勢が必ずし

も強くない企業や組織が含まれることも念頭に置いて、安全対策に関する外務省及びJICAの強い意志を具体化するものである。

(注1)ここでは、国際協力事業を実施する政府関係機関、JICAが派遣する専門家及びボランティア、JICAが契約するコンサルタント等の企業、我が国の資金協力を受けた現地政府の事業を受注した企業(受注企業のサブコントラクター、調達代理機関を含む。)、草の根・人間の安全保障無償資金協力に従事する日本企業・地方公共団体の職員及び外部委嘱員、いまだ政府の資金協力事業に結実していない案件の発掘調査等を実施している日本企業、これらの企業の協力企業、地方公共団体関係者、大学関係者などを広く包含する概念である。JICAとの間で契約関係にあるNGOも含む。

(注2)JICAとの間で契約関係にはないものの、政府のODA予算から資金を受けて活動する日本のNGOを指す。ただし、外務省及びJICAからの情報提供等の対象には、政府のODA予算から資金を受けていない日本のNGO、市民社会組織等も可能な限り含める。

記

1. 脅威情報の収集・分析・共有の強化

刻一刻と変わりゆく国際情勢の中、国際協力事業の安全対策のために必要な脅威情報の収集・分析・共有の在り方については、安全対策の実効性を高めるために不断の改善を要する。具体的な措置は、次のとおりである。

(1) 情報収集・分析態勢の強化

外務省の海外安全情報等は、「国際テロ情報収集ユニット」を始め、本省・在外公館で秘匿性の高いインテリジェンス情報を含む脅威情報を収集し、国際情報統括官組織等で分析を行い、このようにして収集・分析された情報等に基づき、領事局が作成・発信している。JICAは、外務省が発信する海外安全情報等や内外の報道はもとより、契約委託先の危機コンサルタント、国連を始めとする他援助機関、現地の安全対策専門家を含む多岐にわたる情報源から情報を得て、事業を実施する国における地方ごとの脅威度を評価している。

これらの組織を強化し、情報の質を一段と向上させ、事業関係者やNGOにとってこれらの情報をより利用しやすいものとするため、次の措置をとる。

- ① 国際テロ情報収集ユニットを強化するとともに、外務本省及び在外公館の地域・語学専門家を増強するため、研修の充実及び増員を含む必要な措

置をとる。

- ② JICAにおいても、安全対策及び地域の専門家、地域情勢や危機管理の外部専門家・アドバイザーを増強する等して、情報収集・分析のための態勢を強化するとともに、情報を的確に活用できるようにするための能力を強化する。また、政府との円滑な情報共有のために必要な情報管理の態勢を整備する。
- ③ 外務省及びJICAは、現場で活動する事業関係者等との意見交換や情報交換の場において安全に関する有益な情報を得た場合には、安全対策の強化のために、これを政府内で有効に活用する。外務省及びJICAは、事業関係者等が外務省及びJICAに対して情報提供を躊躇なく行えるよう、あらかじめ連絡先・連絡方法を決めておくとともに、噂など事実確認ができていない情報であっても、その提供を歓迎する。
- ④ 外務省及びJICAは、関係省庁と連携しつつ、現地の関係当局（警察、入国管理、税関等）との関係強化に特に注力し、これらの当局との情報交換・連携を強化する。その際、下記3.（1）②で述べる治安分野の能力構築支援も活用する。
- ⑤ 外務省は、関係省庁と連携しつつ、同盟国、友好国、国連安全保安局（UNSS）等との情報交換を更に活発化させる。

（2）情報共有の徹底

（イ）在留届の提出及び「たびレジ」への登録は、事業関係者やNGOが外務省の海外安全情報を始めとする邦人保護のための情報を確実に受け取る上で最重要の基礎となるので、その徹底を期すことが安全対策における全ての基本となる。ついては、次の措置をとる。この項を含む本最終報告の全ての項で共通した考え方は、事業関係者と外務省及びJICAとの間の契約関係の有無に関わりなく、外務省及びJICAとして、法的に差し障りがない限り、契約関係にある事業関係者とそうでない事業関係者とを区別せず、できる限り広範囲の事業関係者、更にはNGOに対して情報と危機感を共有する努力を払うというものである。

- ① JICAとの間で契約関係にある事業関係者については、その職員等が在留届の提出・「たびレジ」登録を行うよう、契約文書等に適切な内容の規定を置く。
- ② JICAとの間で契約関係にない事業関係者については、その職員等が在留届の提出・「たびレジ」登録を行うよう、外務省及びJICAと関係団体との間の協議を通じて確保する。その際、外務省は、必要に応じ、関係省庁の

協力を求める。

- ③ 外務省が直接実施する無償資金協力の関係者(調達代理機関, 草の根・人間の安全保障無償資金協力に従事する日本企業及び地方公共団体, 外部委嘱員等)については, その職員等が在留届の提出・「たびレジ」登録を行うよう, 外務省とこれらの関係者との間の協議を通じて確保する。
- ④ 政府のODA予算から資金を受けるNGOについては, 事業の関連文書等において, 在留届の提出・「たびレジ」登録を行うことが必要である旨を外務省とこれらのNGOとの間で確認し合う。
- ⑤ JICA職員に対しては, JICAの内規等により, 在留届の提出・「たびレジ」登録を徹底する。

(ロ)これらに加えて, 次の措置をとる。

- ① 「国際協力事業安全対策会議」を常設化する。同会議は, 外務省とJICAとの間の脅威情報や危機意識の共有, 緊急連絡先の共有, 行動規範の共有を含む, 国際協力事業の安全対策に関する事項全般を取り扱う。同会議には, 随時, 関係省庁, JICA以外の政府関係機関, 事業関係者, NGO等の参加を得て, 安全対策に係る情報交換, 啓発等を行う。同会議において, 事業関係者やNGOとの間で各国の治安情勢や安全対策に関する危機感をトップレベル, 実務レベルの双方で繰り返し共有するよう努める。常設化後初めての会合は, 本年9月中をめどに開催する。
- ② 在外公館で実施している「現地ODAタスクフォース」で安全対策を議論し, また, 在外公館と在留邦人との意見交換の場である「安全対策連絡協議会」にJICA在外事務所や事業関係者, JICA以外の政府関係機関, NGOが一層積極的に参加するよう改めて促すとともに, これらの場で在外公館及びJICA在外事務所が現地当局との間で行う安全対策に係る協議の結果などを共有するなどして, 官民の連携を強化する。
- ③ JICAから事業関係者への情報提供がシステムティックに漏れなく行われるよう, 事業関係者の要望を踏まえて連絡先・連絡方法を決定する(ユーザーフレンドリーな情報共有を行う。)

2. 事業関係者及びNGOの行動規範

(1) 緊急連絡網の構築, 緊急連絡訓練

行動規範をより広範囲の事業関係者やNGOに周知し, また, 脅威情報の共有や緊急時の安否確認等を行うためには, これらの職員等の緊急連絡先を可能な限り正確に把握しておくことが重要であるため, 次の措置をと

る。

- ① JICAとの間で契約関係にある事業関係者については、その職員等の緊急連絡先がJICAに登録されるよう、契約文書等に適切な内容の規定を置く。
- ② JICAとの間で契約関係にない事業関係者については、その職員等の緊急連絡先が外務省及びJICAに登録されるよう、外務省及びJICAと関係団体との間の協議を通じて確保する。その際、外務省は、必要に応じ、関係省庁の協力を求める。
- ③ 外務省が直接実施する無償資金協力の関係者については、その職員等の緊急連絡先が在外公館に登録されるよう、外務省とこれらの関係者との間の協議を通じて確保する。
- ④ 政府のODA予算から資金を受けるNGOについては、その緊急連絡先が外務省に登録されるよう、外務省とこれらのNGOとの間の協議を通じて確保する。
- ⑤ JICA在外事務所は、作成した緊急連絡先を在外公館にも共有する。両者は、緊急連絡先に係る情報の管理に万全を期す。
- ⑥ 在外公館及びJICA在外事務所は、定期的には又は事前予告なしに、緊急事態の発生を想定した連絡訓練（電話、メール、SMS等を活用）を実施する。その際、事業関係者やNGOにも参加を呼びかけ、関係者の危機意識の向上及び連絡方法の改善を不断に図っていく。

(2) 行動規範の徹底・より広範囲の事業関係者への共有

- ① JICAは、行動規範を遵守すべき一人ひとりが必ずこれを遵守するよう周知徹底を行う。JICAは、行動規範を随時改訂し、緊急連絡先に対して周知するとともに、安全対策上問題ない限り、関係省庁、JICA以外の政府関係機関、事業関係者及びNGOにも共有する（ただし、共有先において情報管理が適切になされることが前提となる。）。
- ② JICAとの間で契約関係にある事業関係者については、その職員等がJICAの行動規範を確実に遵守して行動するよう、契約文書等に適切な内容の規定を置く。行動規範が変更された場合、職員等が変更内容を理解したことを明示的に確認する仕組みを構築する。
- ③ JICAとの間で契約関係にない事業関係者については、その職員等がJICAの行動規範をできるだけ踏まえて行動するよう、外務省及びJICAは、これらの事業関係者に情報提供を行う。その際、外務省及びJICAは、必要に応じ、関係省庁や関係団体の協力を求める。

- ④ 事業関係者の中には、外務省以外の省庁の所掌事務の下で活動しているものもあるので、外務省は、必要に応じ、関係省庁の協力を求める。

(3) NGOに対する情報提供

NGOの活動の特殊性や、NGOにより自主的な安全対策が行われていることに留意しつつ、次の措置をとる。

- ① 外務省及びJICAが発信している情報をNGOに対しても密に共有する。
- ② JICAの行動規範を、関心を有するNGOに随時提供する。
- ③ 外務省とNGOとの間で安全対策に係る意見交換を行うため、「NGO・外務省定期協議会連携推進委員会」の枠組みにおいて安全対策に特化した会合を年に2回程度開催する。

3. ハード・ソフト両面の防護措置，研修・訓練の強化

(1) 現地当局による警備強化に向けた働きかけ・治安能力構築支援

- ① 外務省及びJICAは、現地当局による警備の強化を得るため、関係省庁と連携して現地当局と緊密に協議を行い、オールジャパンで関係を深めるよう努める。
- ② 外務省及びJICAは、その際、ODAを有効に活用し、活力に満ち、安定した社会の実現に向けた支援等に加え、現地当局の具体的なニーズを踏まえた治安能力構築支援を関係省庁と連携して積極的に行う。政府は、そのために喫緊に必要な予算措置として、平成28年度2次補正予算案において55億円を計上した。
- ③ ハード・ソフト両面の防護措置の強化のため、民間の警備会社の活用が適当な場合は、それも活用する。また、危険度が高いにもかかわらず現地当局による警備・警護が十分に得られない国においては、民間警備会社による武装を伴う警備・警護を活用することを検討し、その際、必要に応じ、現地当局の側面支援を得るべく同当局に働きかける。

(2) 研修・訓練の強化

事業関係者やNGOの中には態勢が必ずしも強くない中小企業や組織が含まれることを念頭に置いて、より広範囲の事業関係者やNGOに研修・訓練の機会を提供し、併せてその質を向上させるため、次の措置をとる。

- ① JICAは、事業関係者の安全対策担当者向けの研修・訓練の機会を新たに提供する。これには、外務省と協力しつつ、海外安全情報等の公開情報を的確に活用するために役立つ内容を含める。

- ② JICAは、研修・訓練カリキュラムや啓発用教材を充実させる。また、JICAは、研修・訓練の機会をより広範囲の事業関係者に提供するための仕組みの構築を開始する。
- ③ JICAは、JICAとの間で契約関係にある事業関係者の職員等が研修・訓練を受講することを改めて徹底する。JICAとの間で契約関係にない事業関係者（外務省が直接実施する無償資金協力の関係者を含む。）の職員等及び政府のODA予算から資金を受けるNGOの職員等に対しても、JICAとの間で契約関係にある事業関係者の職員等に対するものと同等の内容の研修・訓練の受講を推奨する（実施の具体的な要領は追って検討）。
- ④ JICA自身によるものに加え、外部委託による実践的な研修・訓練も実施する。
- ⑤ 外務省及びJICAは、外務省が国内外で開催している安全対策セミナーを事業関係者やNGOが最大限活用するよう呼びかける。

(3) 在外公館・JICA在外事務所の防護措置の増強等

- ① 在外公館及びJICA在外事務所、資金協力と技術協力のプロジェクトサイト・事務所・宿舎、事業関係者の職員等の移動経路等におけるハード面での防護態勢を可能な限り確かなものとすべく、脅威度の高い国を中心に、安全対策の専門家（外部専門家を含む。）による定期点検を実施する。
- ② 脅威度の高い地域においては、邦人保護のいわば「最後の砦」となる在外公館及びJICA在外事務所が保有・リースする通信機器、防弾車、警護員等を増強する。政府は、そのために喫緊に必要な予算措置として、平成28年度2次補正予算案において約10億円を計上した。在外公館及びJICA在外事務所の警備強化のため、必要に応じ、現地の関係当局にも協力を要請する。
- ③ 国際協力事業の広報には引き続き注力するが、仮に治安に係る懸念がある場合には、広報の方法を変更するなど、臨機応変に対応する。

(4) 事業関係者の安全対策強化支援

(イ) 資金協力を実施する事業関係者への支援

- ① 現在、無償資金協力事業においては、受注する企業の安全対策経費を同事業の経費として計上することが可能である。また、安全対策設備の調達、プロジェクトサイトからの退避、事業中断に伴う待機等が理由でこれらの企業に追加出費が必要となった場合には、予備的経費の活用が可能である。外務省及びJICAは、事業関係者に対してこの点を改めて丁寧に説明し、

その一層の活用を促す。

- ② なお、草の根・人間の安全保障無償資金協力事業においては、現地において日本企業・地方公共団体の職員が研修や技術指導を行う場合、安全対策経費を同事業の経費として計上することが可能であるので、外務省は、この点を事業関係者に対して改めて丁寧に説明する。また、外務省は、安全対策経費を計上した事業関係者が価格比較・見積り合わせの際に不利な扱いを受けないよう、価格比較・見積り合わせにおいて安全対策経費を事業経費とは切り離して扱うよう、資金供与先（現地NGO、現地地方公共団体等）に働きかける。
- ③ 円借款事業においても、受注企業の一般的な安全対策経費を借款額に計上することは可能である。一方で、現地政府は、安全対策の強化に伴う借款額の増大を望まない場合がある。外務省及びJICAは、安全対策経費の借款額への計上が行われるよう、現地政府に対する働きかけを強化するとともに、そのような案件においては安全対策経費を適切に含んだ形で入札評価がなされるよう現地政府に対する働きかけを行う。また、外務省及びJICAは、特に円借款事業に従事する中小企業について、平素からの安全対策経費を可能な範囲でJICAで手当てすべく、具体的な支援の在り方を検討する。さらに、治安情勢の悪化が原因で事業が遅延する場合に、受注企業が当該遅延の責を負うことのないよう、現地政府に対する働きかけを強化する。
- ④ 円借款事業については、現在、資金の貸与に係る国際約束において、現地政府による当該事業の安全対策に係る規定が含まれているが、無償資金協力事業については、資金の提供に係る国際約束にこのような規定はない。外務省は、現地政府が安全対策を行う責務を担うことを確保するために、当該国際約束を始めとする関連の二国間文書にその旨を明記することを含む何らかの具体的な措置をとる。
- ⑤ 上記①から④までで述べた現地政府に対する働きかけのための協議は、各国において可能な限り速やかに開始する。

（ロ）技術協力を実施する事業関係者への支援

技術協力を実施する事業関係者の安全対策については、原則として、各国との技術協力協定において、現地政府に義務付けている。外務省は、技術協力協定の締結交渉を更に加速させる。

（ハ）NGOに対する協力

政府のODA予算から資金を受けるNGOも、日本NGO連携無償資金協力事業及びジャパン・プラットフォーム事業において安全対策経費を計上することが認められており、外務省は、NGOに対してこの点を改めて丁寧に説明し、その一層の活用を促すとともに、必要に応じ、この取組を強化していくことを検討する。

4. 危機発生後の対応

- ① JICAは、自らの国際協力事業をめぐって事件・事故が発生した場合には、外務省等の協力を得つつ、直接被害者に対する支援に全力をあげるとともに、直接被害者はもとより間接被害者（現地・国内のプロジェクトメンバー、同伴家族等）のプライバシー等に十分配慮しつつ、メンタルケア等の支援を行うための態勢を充実化させる。
- ② 外務省及びJICAは、①の点を含め、事件・事故が発生した際の官民の協力の在り方について、関係省庁や関係団体との間で対話を行っていく。
- ③ JICAは、危機発生に備え、事業関係者による必要な保険への加入を確保することを含め、平素からの準備を引き続き徹底していく。
- ④ 南スーダンにおいて、JICA職員のみならず、多くの事業関係者、一部のNGO、更には当該事業関係者の下で労務を提供している外国人も共に退避の対象としたことを踏まえ、外務省及びJICAは、内閣官房、内閣府、防衛省を含む関係省庁との連携の在り方等を検討するため、関係省庁と共に、特定のシナリオを対象にした机上演習を行い、手順等についてマニュアルを整備する。この机上演習は、原則として本年中に実施することとする。
- ⑤ 円借款事業又は無償資金協力事業の受注企業（サブコントラクターを含む。）を始めとする事業関係者の職員等が緊急に退避することが必要になったときは、外務省及びJICAは、現地政府との調整も含めて可能な限りこれを支援することとし、その支援内容を具体化する。また、外務省及びJICAは、特に中小企業について、退避に係る経費を可能な範囲でJICAで手当てすべく、具体的な支援の在り方を検討する。

5. 外務省及びJICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方

- ① 外務省は、国際協力事業の安全対策について、担当する大臣官房審議官又は参事官及び国際協力局の担当者を指名し、態勢強化を図る。併せて、各地域で拠点となる在外公館において、安全対策の抜本的改革のための態勢強化を図る。
- ② JICAは、理事長主導で安全管理態勢の抜本的な改革を行い、その一環

として、役員級担当職を中心とした安全対策態勢を強化し、本部安全管理部署の増員・格上げや脅威度の高い在外事務所における安全対策専任スタッフの配置等を図る。

6. ODA事業以外の国際協力事業との関係

本最終報告に盛り込まれた安全対策に関する基本的な考え方は、ODA事業以外の国際協力事業（インフラシステム輸出に関するものを含む。）にもそのまま適用される。外務省及びJICAは、関係省庁やJICA以外の政府関係機関に対して本最終報告に基づく措置の実施状況を紹介し、国際協力事業の安全対策の底上げがオールジャパンで実現するよう、呼びかけを行っていく。その際、外務省は、自らの所掌事務を越える範囲の事項については、担当の省庁に対して協力を要請する。

7. 最後に

- ① 今日の国際情勢を考えれば、もはや、日本人であれば被害に遭うことはないと想定することはできない。本最終報告に盛り込んだ安全対策が実効性あるものとなるためには、日本国内において広範囲の関係者の安全に対する意識が根本的に変わっていくことが必要であり、外務省及びJICAは、この目的のために関係省庁と協力していく。
- ② 国際協力事業安全対策会議は、国家安全保障会議、経協インフラ戦略会議及び国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部とも連携し、オールジャパンの取組を強化していく。
- ③ 本最終報告で示した具体的な安全対策の的確な実施を確保するため、外務省及びJICAは、国際協力事業安全対策会議を活用し、しっかりとフォローアップを行っていくとともに、これらの安全対策の実施に必要なフォローアップを行っていくとともに、これらの安全対策の実施に必要な予算措置等を検討していく。また、外務省及びJICAは、同会議の内外で事業関係者やNGOと緊密に意思疎通していく。このように、本最終報告は、今後の継続的な取組の出発点となるものである。

最後に、改めて、ダッカ襲撃テロ事件で被害に遭われた方々の崇高な志と国際協力の現場におけるこれまでの御貢献に敬意を表したい。また、亡くなられた7名の方々に対する心からの哀悼の意を表するとともに、負傷された方の一日も早い御快復を祈念したい。

1. 会議参加省庁

内閣官房, 警察庁, 総務省, 法務省, 財務省, 厚生労働省,
農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 防衛省

2. 意見交換を行った政府関係機関

株式会社 海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN)
株式会社 海外通信・放送・郵便事業支援機構 (JICT)
株式会社 国際協力銀行 (JBIC)
独立行政法人 国際交流基金
独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC)
独立行政法人 日本貿易振興機構 (JETRO)
独立行政法人 日本貿易保険 (NEXI)

1. ダッカ襲撃テロ事件で負傷した方

2. 国際協力事業安全対策会議 諮問委員会(五十音順)

板橋 功	公益財団法人 公共政策調査会 研究センター長 武蔵野大学客員教授
大坪 正人	一般社団法人 海外建設協会(OCAJI)常務理事
大西 健丞	特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム(JPF) 共同代表理事
奥田 恭弘	日揮株式会社 執行役員 セキュリティ対策室長 (一般社団法人 日本経済団体連合会(経団連))
小島 俊郎	株式会社共同通信デジタル 執行役員 リスク対策総合研究所長
高梨 寿	一般社団法人海外コンサルタンツ協会(ECFA)専務理事

3. 意見聴取(第2回, 第3回)に参加いただいた方々(五十音順)

<第2回会合(7月19日)>

(1) 業界団体

- ・奥田 恭弘 日揮株式会社 執行役員セキュリティ対策室長
(一般社団法人 日本経済団体連合会(経団連))
- ・高梨 寿 一般社団法人 海外コンサルタンツ協会(ECFA)専務理事
- ・松井 波夫 一般社団法人 海外建設協会(OCAJI)事務参与
- ・一般社団法人 日本貿易会(三菱商事)から1名

(2) NGO

- ・谷山 博史 特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター(JANIC)
理事長
- ・橋本 笙子 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(JPF)理事
兼NGOユニット副代表幹事

<第3回会合(7月25日)>

- ・赤木 剛 日本商工会議所 国際部長
- ・板橋 功 公益財団法人公共政策調査会センター長,
武蔵野大学客員教授
- ・小島 俊郎 (株)共同通信デジタル執行役員, リスク対策総合研究所長
- ・保坂 修司 日本エネルギー経済研究所中東研究センター副センター長
- ・本名 純 立命館大学国際関係学部教授